

議案第 104 号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和 22 年川崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 13 号ア(7)を次のように改める。

(7) 直接給水

自動給水器 1 立方メートルにつき 400 円

第 13 条第 1 項第 13 号イ中「割増料金」の次に「（運搬給水に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

直接給水に係る一部の船舶給水設備の廃止に伴い、当該船舶給水設備の使用料を廃止するため、この条例を制定するものである。